

生駒市市民政策提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政及び地域における課題等について、市民から創意工夫ある政策又は意見等（以下「政策等」という。）を市に対して提案できる制度を確立することにより、市民の問題意識に即した事業等を実施し、市民の当事者意識を醸成するため、生駒市市民政策提案制度（以下「提案制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(政策等の内容)

第2条 提案できる政策等の内容は、具体的、かつ、実現可能なもので、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 市民サービスの向上につながるもの
- (2) 市の活性化につながるもの
- (3) 市政運営の効率化につながるもの
- (4) その他市があらかじめ指定する内容に関するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する政策等は、提案できないものとする。

- (1) 法令等で定められた基準等により実施するもの
- (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (3) 団体への補助金等の交付その他金銭の給付に関するもの
- (4) 費用に比して得られる効果が明らかに乏しいと認められるもの
- (5) 個人的な要望、苦情等と認められるもの

(提案者の資格等)

第3条 政策等を提案できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内に存する学校に在学する者

2 政策等を提案するに当たっては、前項各号に掲げる者の10名以上の連署をもって提案しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の市があらかじめ指定する内容に関する政策等の提案を求める場合の提案できる者の資格等は、市が別に定める。

(手続)

第4条 政策等を提案しようとする者は、政策提案書(様式第1号。以下「提案書」という。)に住所及び氏名等必要事項を記入の上、前条第2項に定める10名以上の者の連署する政策提案者名簿(様式第2号)及び資料等を添えて市に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号の市があらかじめ指定する内容に関する政策等の提案を求める場合の政策等の提案に係る手続は、市が別に定める。

(受理)

第5条 市は、提案された政策等が第2条に定める要件に適合すると認めるときは、その提案を受理するものとする。

(審査)

第6条 提案された政策等は、生駒市行政経営会議(以下「経営会議」という。)において審査し、採否を決定するものとする。

2 審査に当たっては、提案者の氏名等を秘して第2条第1項各号に規定する事項を基準として総合的に審査しなければならない。

3 経営会議は、提案された政策等を審査するに当たり、当該提案に係りのある職員の意見を求めることができる。

(採否等の通知)

第7条 市は、提案された政策等の採否の結果について、生駒市政策提案制度採否結果通知書（様式第3号）により提案者に通知するものとする。

(政策等の実施)

第8条 市は、採用された政策等について、実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、適切な時期にその政策等の実施状況及び効果等について、公表するものとする。

(権利の保全)

第9条 この要綱に基づき採用された政策等に対する権利は、市に帰属する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、提案制度に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。